

世羅町消防団応援店登録要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、様々な店舗等が自ら定めた優遇措置等を行うことにより、世羅町消防団を応援する店等の登録に関し、必要な事項について定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 店舗等 世羅町内の店舗、事業所又はその他の団体をいう。
- (2) 世羅町消防団応援店（以下「応援店」という。） 世羅町消防団の活動を応援するため、消防団員に対し、店舗等が自ら定めた優遇措置等を行うものとして世羅町長（以下「町長」という。）が認めた店舗等をいう。
- (3) 世羅町消防団応援店表示証 前号の規定による登録をした応援店に交付するステッカー（以下「表示証」という。）をいう。
- (4) 優遇措置等 消防団員に対して行う料金割引や特典等の優遇措置及びその他ポスター掲示等による消防団を応援する行為をいう。

(申請)

第3条 応援店として登録しようとする店舗等は、世羅町消防団応援店登録申請書（様式第1号）により、町長へ申請するものとする。

(表示証の交付)

第4条 町長は、応援店の登録を行ったときは、表示証を申請者に対して交付するものとする。

(表示証の掲示等)

第5条 応援店は、交付された表示証を当該事業所内の見えやすい場所に掲示するものとする。

2 応援店は、パンフレット、チラシ、ポスター、看板、ホームページ等に表示証の写しを掲載することができる。

(消防団員証の提示)

第6条 消防団員は、応援店の料金割引や特典などの優遇措置を受けようとするときは、消防団員証を提示しなければならない。

(応援事業所の公表)

第7条 町長は応援店の名称等を世羅町ホームページ等により公表することができる。

(登録内容の変更)

第8条 応援店は登録内容を変更するときは、世羅町消防団応援店登録内容変更届出書(様式第2号)を町長へ提出しなければならない。

(登録の抹消)

第9条 応援店は、登録内容を抹消するときは、世羅町消防団応援店登録内容抹消届出書(様式第3号)を町長へ提出しなければならない。

(登録の取消)

第10条 町長は応援店が虚偽その他不正な手段により表示証の交付を受けたとき、又は、応援店としての登録が適当でないと認めるときは、当該登録の取消をすることができる。

2 前項の規定により登録の取消をされた店舗等は、速やかに表示証を返還しなければならない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、令和元年9月1日から施行する。